

【 I Rに関する道民セミナー釧路会場：平成 27 年 1 月 31 日（土）】

■報告① 「世界の I R事例と I Rの社会的影響対策などについて」

北海道型 I R検討調査事業受託コンソーシアム

㈱国際カジノ研究所 所長 木曾崇

皆様おはようございます。木曾でございます。よろしく申し上げます。ものすごい天気になってしまってちょっと参加者がどうなるか心配していたところですがほっとしました。皆さんご足労いただきまして申し訳ありません。私は帰りの飛行機が欠航ということになっております。話はそれでしたが、私が今回いただいている時間は非常に限られておりまして、この資料に書かれていることを詳細に説明することはほぼ不可能な時間しかいただいております。ですから要所要所で説明を入れていくので、この資料自体は読んでいただければ分かるように作っておりますので、是非持ち帰って家で読んでいただければと思います。それではまいりましょうか。世界のIR運営事例とIRの社会的影響対策などについてということで、昨年夏くらいから北海道庁の受託ということで弊社が関わったコンソーシアムでIRの世界事例の調査をさせていただいております。今回報告させていただくのは、その抜粋を皆様にお伝えしようということでまとめさせていただいております。

まず統合型リゾートということなんですが、一般的な定義を申し上げますと、カジノを中心としてレストラン、会議場施設、その他様々なエンターテインメント施設が統合的に開発される観光施設というのが大体の定義です。ところがこう書いてあるとおりの定義というのが、皆様にとって重要であるということで繰り返させていただきますが、統合型リゾートとは、地域における様々な観光資源とカジノを複合開発し、機能補完させることで成立するリゾートである。これが私の定義であります。重要なことは地域の既存の観光資源とどのように複合的に機能補完をしていくかということを考えていくことなんです。統合型リゾートというのは、非常に原則的にというべきでしょうか、ともすればお客さんを囲い込んでしまうような施設です。なんでも機能をもっていますから。なので、統合型リゾートが来るだけでは地域は豊かにならない。統合型リゾートがこの地域にとって貢献するものであるためには、地域の観光資源、もしくは地域の様々な課題に対してそれをうまく利用していかなくてはならない、そういう仕組みづくりというものを考えていかなければならないというのがこのページの趣旨であります。

そして世界の IR、ここは見えておいていただければと思います。次に、カジノの合法化及びカジノのあるリゾートの導入というところで検討しているんですね。大体このような形で皆さん考えているということです。IR 推進法案もまた通常国会で再提出ということで検討されているところなんですが、開発エリアの指定するところが皆さんの一番気になるところでしょうか、大都市のみならず地方への設置も検討することが望ましい。最初の認定区域は2、3箇所程度で限定的に施行するべきである、この2点がコンセプトが語られるところでありまして、地方の検討も語られるということは皆さんにとってもプラスのメッセージではなかろうかと思っております。

そして、予想される社会影響に関して二つのことを見なくてはなりませんね。プラスの話だけではないということがこの論にとっては非常に重要なポイントでございます。期待されるものとしては経済効果が当然でございます。開業前の経済波及効果として主に土木、建設業に関する経済効果ですね。プラス

開業後に関してはお客さんがいらっしゃり、そこでは消費が発生をし、街の経済に還元されていく、これは定期的に開業されたら毎年発生するような経済効果であります。こういったものが期待されておるわけですが、一方で予想される社会的影響というのも非常に重要なポイントです。全体的に4つに分けています。治安関連・依存症関連・青少年関連・その他でございます。治安関連に関しては当然地域治安が悪化というのが懸念事項としてございます。また反社会的組織の業界関与というのがあります。これは私の後に専門家の方がお話するのでちょっとあまり触りませんがマネーロンダリングという行為が行われたりということは当然予見される不安要素でございます。これをどうやって最小にしていくかということは非常に重要な論議です。そして依存症関連、これもまた大きいですね。これもまた弁護士の方から多重債務という争点からお話を伺います。そして青少年関連ということですね。かつては、というべきでしょうか、学生服を着た高校生とかがパチンコ屋さんに入出入りする時代もありました。今はあまりないそうですが、そういったことも起こってはならないわけです。また青少年の教育に対する影響も少し考えていかななくてはならないことですが、青少年の勤労意欲に関する問題、もしくは青少年の依存症に対する問題ですね、ここは非常に重要なところなんです。我々はこれをきちっとやっていかなければならない。こういったことは、統合型リゾートを導入する前にきちっと考えていくことが重要であるということでございます。そしてその後として、これはカジノに限ったことではないですが、環境問題、交通渋滞などがあげられます。

そして IR の運営イメージをざっくりと申し上げます。世の中の IR 運営を統制している手法というのは二つございます。一つは市場競争を重視するタイプ。これはアメリカのネバダ州だとかが中心になっています。ライセンスも無制限ですし、施設数も無制限、そして市場の中でよりよいものが生き残っていくという形で選別がおこなわれていくというものです。一方で右側、シンガポールに関しては免許数も二つ、施設数も二つと法律で決められているんですね。それを行政が入札で選ぶという方針です。すなわち入札競争を重視するというのもう一つの手法です。そして現在の世界の流れはこういったネバダ州ラスベガスのような自由競争のモデルが入札競争を重視するモデルに流れているというのがこのページの趣旨であります。次の世界の主要なカジノ市場はデータですので見ておいてください。

そして、先ほど申し上げました入札競争を重視するモデルがなぜ今世の中で広まっているのかというところですが、最大の利点ですが入札を行政側が免許の取得に関して精査するわけですね。そのことによって民間企業側の投資をコントロールすることができる、これが非常に重要なキーワードなんです。先ほど申し上げました統合型リゾートは、統合型リゾートだけが儲かる施設であってはならないんです。だとするとその投資の形態の仕方を開発前にどのように制限するのか、どのように要件付けていくのかこれが非常に重要な要素になってきているわけですね。そのための一手段として非常に重要なのが入札という手段です。すなわち行政側が行う入札の中で例えば地域の経済を支えるためにこういうものを作ってください、こういう機能を含めてください、地域の中で足りないこういう課題に対応できる何かをあなたたちで考えてくださいというような形で争わせるんです。そして一般企業がそれぞれ自分の知見、財力をもって、こういったものがないんじゃないかと提案してくるわけですが、行政側はその中で最もその地域にとってふさわしいと思うものを、地域の社会に貢献するのではなからうかと思われるものを選ぶ。これが入札競争を重視する近年の大型リゾートの導入のあり方でございます。おそらく日本もこういった形で進んでいくのではないかと思います。そして公民間の協力事例ということですが、例えばシンガポールでの例でお話させていただきます。シンガポールは 2005 年にカジノの公募がはじまり、2010

年から営業が始まったんですが、この中で公共施設の設置義務というところをみてください。ここに書いてある項目というのはシンガポール政府が民間業者に対して、もし統合型リゾートの開発をしたいのなら、こういったものは必須のものとして含めなさいと義務付けたんですね。そしてそれぞれの項目に関して具体的内容を民間業者が自分たちの資金力で知恵を絞って争うんですね。ベストなものを選んでいく、そして建てられたのが現在のシンガポールの統合型リゾートというわけです。それに関して様々な映像などもテレビ番組などで取り上げられていますから見ていらっしゃると思いますが、あの中にはここに書いてあるようなベイフロントにはランドマーク的な公共アトラクションを提供してください、例えば文化センター、博物館、アートギャラリー、近代美術館、パフォーマンスシアターこういったものを含めてくださいといった公共的施設の設置義務があるんですね。この阿寒の街の中にも実は劇場があり、ミュージアムがあり、いわゆる公共としてこういったものが欲しいというものがございますね。そういったものが作られていくわけです。ところが、残念ながら公共の資金というのは現時点では非常に制限がある、だとすれば民間企業に義務付けることによって彼らにそれを作っていただくという形です。それをもってこの地域全体の貢献に反映させるというわけです、統合型リゾートの導入というのは。これは地域の既存の観光資源や地域経済の関係のあり方というわけです。

次ニューヨークの事例にまいります。ニューヨークは実は去年12月の冒頭に新しいライセンスが3つ発行されたばかりでまだ一つ承認が行われていない段階で、一応ここがいいなということで委員会のほうで指定が行われた段階ですが、ここでも例えば左側、審査項目というところを見て下さい。地域影響と立地要件という項目があるんです。ここに地域住民による同意及び社会的影響の低減施策を入れなければならないですとか、同時に周辺地域への顧客誘引と観光振興に役立つものを入れなさいというのがこの審査の項目の中に入っています。ここが評点になっているんですね。すなわちここで点数をかせがないと自分がライセンス業者として選ばれることはないですから、ライセンスが欲しい人たちはこれを必死で考えるわけです。その結果、選ばれたのがフィンガーレイク、オールバニ、サリバンの三つありますが、そこに公的機能というものがございます。例えば職業訓練プログラムの提供、施設内保育施設の設置、地産食材の利用、地元事業者からの優先仕入、地域製品のアンテナショップ設置、その他河岸整備ですね、河岸地域の再開発、遊歩道、サイクリングレーンの整備などこういったものは、そもそもは多くは公共的な機能として公共がお金を出すものなんですが、ニューヨークの例でもいわゆる評価ポイントとして争わせることによって、民間事業者にもお金を出させながら前に進めていくというのが一つの導入のあり方でございます。

そしてもうひとつ重要なこととして納付金の活用事例ということで、カジノ税をどのように使うかということをお考えなくてはならないと思います。おそらく地域にとっては、北海道もしくは釧路市になるかはわかりませんが、地方自治体はそれぞれのカジノから税収を受けることができるということはここにも書かれているわけですが、それをどのように使っていくかということもまたひとつ還元する形として検討していかなければならないと思います。

そして、これから地域の社会問題対策に入るわけですが、細かく分けると左に挙げた4つの項目で組織犯罪の業界関与の防止、マネーロンダリング防止、周辺治安維持、組織犯罪者の施設利用抑制というのはそれぞれ何かしら取り組んでいかなければならないことなんです。

次、依存症の問題ですね。ここも非常に重要であります。ここでは申し上げるのは、依存症というのは原則的に病気でございます。これは皆さん同意していただけることと思いますが、今まではその人の

性格だとか、責任感だとかそういう話になっていたのですが、これは病気のわけですね。だとするならば、それに対する対策というのはそれほど変わったものではないです。原則的にはどう予防するのか、病気ですからならないのが一番です。次、病気になった人がいるのならば、早期発見をして、早期回復のプロセスに乗せていく、そして三つ目が治療、そして回復改善の支援という形でどう適用させていくか、これはコツコツと積み上げていくしかないんですね、そのための施策というものに、書かせていただいているんですが世界でいろんなやり方でこういったものを充実させていくように制御されているというわけです、わが国は残念ながら、この点では遅れているわけですが、国、及び自治体それぞれが協力をしながらこういったものを整備していかななくてはなりませんねというお話でございます。

最後、教育関連ですが、青少年賭博対策については3つどれだけ厳密にIDチェックをするかということですね。さきほど申し上げましたパチンコ店は学生服では入らないように罰則が厳しくなっているんです。事業者がそういう人たちが入ってくると警察にそれを認知されてしまうと最悪営業停止をくりますから、そんなことできないわけです。これは制度の中できちっとやるべきことによって事業者の取り決めをすることでできるし、例えば施設構成そのものを入り口をきちっと絞って、そこできちっとIDチェックをしていくということを施策の中で位置づけるというのも一つのあり方でしょうねということで書かせていただいています。

次、先行事例からの教訓ということで、ここからは世界の失敗例を少しですがお話したいと思います。韓国の事例というのはカジノの中でも世界で代表する導入失敗例なんですね。これをなぞってはならないということで、我々はここからたくさんを学ばなければならないと思います。韓国は2000年から韓国人も入れるカジノの合法化が行われ、現在に至るまで国内一軒だけ存在しているんですね。ただうまくいっていないんです。いや施設自体は儲かっているんです。ところがその地域の経済や社会にとって成功といわれていないんです。これは非常に重要なんです。冒頭申し上げたとおりです。施設がなんぼ儲かっても、事業者がなんぼ儲かっても、その地域にとっては成功にならないんです。地域にとっての成功はその統合型リゾートが導入される地域の貢献に資している状態。これではじめて成功ですから。まずはそこをきちっと考えていかななくてはならない。その中で特に韓国の事例で問題だったのは交通手段の問題が一番大きいといわれています。一次交通、二次交通があまりにも乏しい、しかもそこを政策的に補完してこなかったんですね、なので立地政策そのものが、そういうものが乏しいところにしたにも関わらず、補完せずそのまま放置してしまった。そうすると非常に行きにくい場所なものですから、だとすると残念ながらその地域には観光客というのは、わざわざ行く人というのは少ないわけですね。そうあってはならないんです。そこをどう補完するかということを本来は前もって手当てをしていかななくては、ならなかったというのがこの韓国の事例です。そしておそらくこの地釧路に関しては同じような課題を抱えているわけですから、だとするのならばどのように対策をするのかというのは事前に皆さんできちっと議論してください。一次交通のアクセスをどのように充実させるのか、そして二次交通、飛行場からのアクセスをどのように補完していくのか、そしてこの地域から周辺の地域に対してどのように観光波及をさせていくのか、きちっと議論していかななくてはならない。ポイントは一つです。カジノ税をどういうふうにするのかという話を是非考えていただきたい。カジノは幸いなことに収益が生まれます。それを地域のためにどのように還元するのかの項目の中で地域の弱いところを補完していくために使うのが一つの施策なんですね。そしてそれをすることによって統合型リゾートだけではなく、阿寒湖温泉全体に対する誘客を大きく増やしていくことができる、これは非常に重要な問題なわけです。

次です。アメリカの事例、アメリカの場合、州ごとにカジノ合法化をするシステムになっているんですが、今現在の状況が、州ごとにカジノの導入競争が起こっちゃっているんですね。国内ものすごい数のカジノの数が増えて州ごとで争っているんです。隣の州からお客様を取るために、自分の州のカジノの数を増やすんです。そうするとカジノ産業全体が古い施設が新しい施設に負けていくということが起こって、それが今のアメリカの東海岸のところに見られている状況でございます。日本国政府は現在、2～3で数を限って施行することが必要と進めています。

そして最後、欧州です。欧州は現在でいうと大きな統合型リゾートというのは実現していないんです。これは様々な政治的な事情、経済的な事情があっっていくつかの国はトライしているんですが、残念ながら大きな統合型リゾートの導入はされていない。ところが一方で、これは参考になる事例なんですが、小さな開発であっても地域の様々な観光資源と一体となって開発をすることによって統合的な機能を提供することができるわけですね。既存の様々な観光資源があるわけですから、それとどううまく連携させていくのか、それによって機能的には統合型リゾートと同等の機能を提供することが可能です。小さな開発であっても。そういったものがヨーロッパの地域には点在していますから、そういった事例を参考にしながら皆さんも是非様々な地域での構想を整理して、是か非か、カジノありきではなく議論していただきたいなと思います。かなり駆け足になりましたが、私の報告は以上になります。ありがとうございました。

■報告② 「ギャンブルと多重債務問題等について」

はやみち法律事務所

弁護士 道尻豊

札幌の弁護士の道尻ともうします。私は普通の弁護士ですけれども、消費者問題に関して比較的多く関わっていることがございましてこのセミナーに呼んでいただいたというふうに思っております。早速ですけれども用意しました資料にそってギャンブル等が抱える問題についてお話したいと思います。

多重債務が何かということからまずご説明したいとおもいますが、一応いろんな定義があると思いますが、一つの考え方としては、すでにある借金の返済に充てるために、他の金融業者から借り入れる行為を繰り返し、利息の支払いもかさんで借金が雪だるま式に増え続ける状態。まあ多重債務も賭博じゃないとあまり問題にならないということになりますので、実質的に問題になるのは博打で且つ多額の債務ということになると思います。原因としては下に書いてありますとおり消費者が事業者からお金を借りるというのが消費者信用というふうに呼びますが、業者間競争を招いて消費者の借り入れが容易になるという、現にコマーシャルとか宣伝を思い起こしていただければいいと思うんですが、そういった借りやすい状況の中で、一人あたりの借入額が増加して借金に依存するような世帯を生んだということですね。もちろん金融業者からの経済能力を超えた過剰貸付行為にも主たる原因があるんですが、消費者側の安易に借りてしまうというそういった体質も原因のひとつということになります。この多重債務状態に陥りますと、個人での解決というのは困難ですので、弁護士を介しての債務整理や裁判所による自己破産手続きを受けるケースが多いというふうになるわけです。

この多重債務問題が現在どのような状況にあるのかということですが、一つは自殺者の統計的な数値というのを見ることができます。この統計的な数値は見ていただくだけということなんですが、ちょっ

と増えていくのは平成10年頃ですね。ここで自殺者総数が35,000人を超えまして、そのうち経済・生活苦で自殺されたということがはっきりわかったのが6,058名ほどということです。これが現在、平成25年の一番最後の数値でいきますと、自殺者総数がなんと27,000人ほどとなっております、そのうち経済・生活苦による自殺者が4,636人という状況です。経済・生活苦の自殺といっても必ずしも負債だけではないわけですが、その中で負債による自殺者というのは平成19年1,973名ですが、徐々に減ってきておりまして、最近の平成25年ですと、688名というところ。負債による自殺の発生する背景としては景気の問題もあるかと思いますが、多重債務に陥ることを防ぐための様々な対策の結果がここに表れているということも言えると思います。またこれを再び増加に転じさせるようなことは決してあってはならないと思います。

冒頭にお話いたしました債務整理の方法についてなんですが、弁護士が引き受けた場合としては、大きく分けるとこの3つでしょうけど、一つは任意整理。各債権者と個別に交渉・和解をして、一括または分割でいくらをどういうふうに払っていくかというのを決める、そしてそれに基づいて払っていく。支払い方法としては親族などの援助が充てられたりする場合もあるでしょうし、自分の月々の収入から払っていく場合もございます。二つ目は民事再生。これは個人が債務全額の支払いが難しい場合、裁判所に申し立てをしまして、全債権者に対する支払いの総額というものを減らしてもらいます。そして減らした後の金額を原則3年で分割払いするという、で残った債務については免除してもらおうというこういう手続きになります。三つ目は債務の支払いができない方については裁判所に破産と免責の申し立てをするという手続きになります。これが自己破産というふうに言われているものです。この手続きは2段階になっておりまして、まず破産の決定を受け、破産の手続きというものをとります。その後、免責の決定というものがあまして、それが認められますと債務を支払わなくて済むということになります。本日の関連でギャンブル依存から多重債務に陥った場合を考えますと、ギャンブルにはまって労働の意欲が低下して仕事にいかなくなってしまうとか、あるいは債務の取立てに悩まされて仕事が手につかなくなるというようなこと、そしてさらには普通のところから借りれなくなって、闇金融に手を出すというようなことがありますけれども、闇金融に手を出しますと、借り入れするときに職場とかあるいは自分の家族。親とか兄弟とか連絡先を教えることを求められておりまして約束どおりの支払いをしないとそういうところにかかってくるということになります。最近私が取り扱った事例でも職場に一日何回も何十回も電話が鳴り続けると、しつこいやつですとそういうことを何週間も続けるようなケースもあるんですね。そうするとなかなか職場に居づらくなってしまうということもあります。まあ職場に協力してもらったり、きちんと警察に対応してもらったりして対応して解決できるケースももちろんあるんですが、そういう厳しい状況に陥ってしまうということです。そうなりますと破産等にすすまないと債務の整理ができないということがでてくるんですね。その中で破産手続きについてもう一つだけ重要なこととお話させていただきますと、まず申し立てをして破産手続きの開始決定になりますと左側の破産手続きというものになります。破産手続きというのは財産があればその財産をお金にかえて債権者に公平に分配するという手続きです。その破産手続きが終わって借金が残りますと、その後に免責手続きというのがあります。破産手続きを終わっただけでは借金はなくなりません。この免責手続きで債権者の意見を聞き、破産管財人これは弁護士が信任されるんですが、そういった人の意見を踏まえて、裁判所が免責許可の決定というのをしますと債務を支払わなくてもよくなる、借金がなくなるという状態になるんですが、右側の免責不許可決定という免責が認められない場合があります、その中の要件

の一つがここに書いてあるように、ギャンブルや浪費が借り入れの主な原因であると、この場合には免責が認められなくなる場合があるんですね。ですからギャンブル依存で借金を作ってしまった破産手続で整理しようとおもっても免責手続きのところで免責が認められない、結果的にその破産でやり直すことができない、借金が残ってしまうということが法律上あり得るということになっています。

その破産申立件数の推移についても統計を説明しておきたいと思います。山のような形で件数が推移してまして平成4年の頃ですと、カードを使ってどんどん借りるんだけど払えなくなってという型の問題が社会的に大きく取り上げられるようになった、この頃で43,000件ほどですね、平成10年の頃ですと商工ローンが社会問題化いたしまして、ひどい取立てが問題になった時期でこの頃で10万件くらいです。一番ピーク、これが平成15年ということになります、この頃は闇金融がかなり多く問題になっていた時期で242,900件ほどになりました。その後色々規制を強化しなければならないという社会的な盛り上がりがありまして、平成18年のことですが、貸金業法というのが改正されました。色々金利の問題ですとか貸し付ける金額の制限ですとかいろいろ盛り込まれているものでございまして、そのころから破産件数もどんどん減ってきているというふうにいえると思います。平成25年ですと72,000件くらいで減少に転じてきております。

今見てきたのが破産というわけなので、いろんな理由が含まれているわけですが、破産される方の中でギャンブルが原因だという方はどれくらいいるのかということなんです、これについては公の統計はないと思うんですけども、日本弁護士連合会のほうで3年に一度くらい裁判所の破産事件記録の調査というものをやっております、その中でいうと5%くらいの方がギャンブルだということが記録上読み取れるというふうになっております。ギャンブルが原因だと免責不許可になることがあって経済的に立ち直りもできないというこれは先ほどお話したとおりの問題点があるということなんです。

具体的に依存症でどういう事例があるのかということについても一つご紹介したいと思います。これはパチンコのケースですけれども夫が妻であるAさんに対して家計・家事のことで始終攻め立てるといって状況だということ、Aさんの方は、いろいろ言われて反論もできずストレスを抱え込むということになってしまいました。そこで主婦仲間から、パチンコに行かないかと誘われて今までやったことのないパチンコだけでも行くようになったところ、パチンコをしているときは夢中になって夫のことを考えないでいられるとかストレスから開放されて生きてるといって実感湧くという感じになって、夫とのケンカが続いて耐えられなくなるとパチンコに行くという形でパチンコにはまり込んでいくと。そうすると手持ちのお金もなくなっていってしまう、こういう状況になります。パチンコがしたくてしたくてたまらなくなり、常にパチンコのことを考える状態になってしまいます。パチンコをしなくては生きていけないという強迫的な衝動に支配されるんだけどパチンコするためのお金はもう無い。さてどうするか。こういうことになります。ついに事件を起こしてしまうことになるんですが、パチンコを始めて5ヶ月後くらいのときに近所の老人宅に盗みに入るということですね。理由としてはパチンコ代を手に入れなければ生きていけないということで盗みに入る。留守であれば空き巣ということになるんですけども、たまたま老人が在宅をしていたということになりましたので置いてあったスカーフで首を絞めて意識を失わせてお金を盗ってそのままパチンコにいったことになりました。そうすると最初は空き巣のつもりでも、やったことは強盗ということになってしまいますので罪は非常に重くなるということになります。これだけにとどまらず同様にパチンコ代を得るために強盗殺人未遂事件だとか窃盗事件だとかを起こしてしまったというわけです。つかまって刑事裁判になりまして精神鑑定の結果は病的賭博

パチンコの依存ということになりましたが、だからといって刑事的責任能力といいますけれども刑罰責任を受ける能力がなかったということにはならない、責任能力があるという判断で懲役 17 年という判決を受けてしまったということですね。

ギャンブル依存がもたらす社会的な影響ということを考えていきますと、一つは経済的な破綻ということもあるかと思います。今の事例もまさにそうですね。さらにそれが行き場を他の人のものを狙って犯罪行為をするということで窃盗とかを行うようになって治安の悪化が発生するということになっています。それからギャンブル依存の状態になりますと、家族とか友人関係が破壊されるということですね。それから仕事をしなくなるということで生活保護の支出が増えたり、あるいは離婚等で各種の手当が増えたりといった社会的な支出なども考えられてくるところでございます。

ギャンブル依存症の対策という点ですけれども新聞などでも報道されておりましたが、去年の 8 月に厚生労働省の研究班による推計が出ておりますけれども 536 万人、つまり成人の 5%弱がギャンブル依存症の疑いがあるといわれております。どうするかということですが、病気ですから、医学的治療ということになるんですけれどもなかなか専門的な医療機関で治療を受けるという体制が整っていない。医療機関もそうですし、費用的な面もそうです。治療によって治しますといってもそういう体制が整っていない。それからかなり治らないですね、治療して治ったという方もいるとは思いますが、いったん治ったかのように見えて又繰り返すとか治療に時間がかかっているなかなか改善しないという方も多くおられます。それから飲酒の問題とかそういったものでも自助グループ、依存の問題については自助グループとか団体がそれぞれ連携しながら再度繰り返さないように立ち直りをお互い手助けしていきましょうというのがありますけれども、これも参加している人は限られていますし、実効性がどこまであるのかといったところが問題です。それからカジノに対して入場を禁止するとか入場料を高くして制限するとかの対策もありますが、結局カジノを容認し、カジノのみの対策とするというだけになりますと、他のギャンブルに流れるとか、あるいは闇カジノ的なものがはびこることになります。そういったことでギャンブル自体がいっぱい増えていくといったことが起こります。

最後に IR・カジノ導入についてということです。IR 推進法案については日本弁護士連合会が去年 5 月に意見書を出しております、その意見書を参照しながら問題点をまとめたものです。マネーロンダリングの問題ですとか、暴力団対策上の問題、それから経済効果への疑問、多重債務問題の再燃、ギャンブル依存症、民間企業の設置・運営による問題、青少年の悪影響、こういったものがざっと挙げられるところかと思います。このあとパネルディスカッションもございますのでここで説明は省かせていただきますが、一つだけ言いますと、私の考え、あるいは日本弁護士連合会の考えているところからしますと IR 推進法案はこういった不正行為の問題ですとか、社会的な不利益な問題についても具体的な検討や対策というのは不十分だったのではないかというふうに思います。あともう一つは今一部認められている公営ギャンブルとは違う。民間業者が設置するカジノというものに関して公共的に信頼をもって正当法なものとして位置づけていくことが本当にコンセンサスが得られるかというところも今一度考えていただければと思います。これで私の報告を終わらせていただきます。

■報告③ 「IR 導入に際して望まれるセーフティーネット対策を考える」

有限責任あずさ監査法人

公認会計士 内田聡

皆さんおはようございます。有限責任あずさ監査法人公認会計士の内田聡と申します。私は公認会計士ということで会計監査というような視点から IR についてお金の流れにまつわることについてお話したいとおもっております。お手元の資料にそってお話したいと思います。

まずはじめに概観ということでもうすでに木曾所長からも報告があったと思いますが、もう一度こういう概念なのかということを確認したいと思います。そのあと各論に入っていく、金融取引に係る規制ということで、マネーロンダリングに対する対応、反社会的勢力の排除に関する問題、そして二つ目が、カジノ運営にかかる内部統制ということでございまして、いかにカジノ内部を適切に管理していくかということをお話します。三番目が依存症等に係るセーフティーネットということでございまして、私は道尻先生のように消費者と向き合っている弁護士さんでもお医者さんでもございせんけど、我々のほうで世界の事例と比較した場合の現状問題ということでご報告できることとお話したいと思っております。

それでは IR の概観ということですが、当然わが国では賭博は刑法で禁止されているわけです。公営賭博ということでありまして現状では公設・公営・公益といったようなことが十分達成できるから認められているわけですし、今回の IR は民設・民営でやってさらには公益性を達成しようという概念ですので、民設・民営であるというその概念は、そういった公益的な目的をきちっと達成できるように運営事業者が非常に厳格な誠実性が求められると。その誠実性を担保するためには非常に厳しい規制が課せられるということになっています。その規制といたしましては、スライドの国と書いてある下に書いてありますけれどもまず入り口のところで、この商売をやるにあたってライセンスの取得に非常に厳しい審査があります。その審査を通った後に監修されるわけですね、適切に事業を運営してるか。もちろんルールに反することがあれば制裁金が課せられたり、最悪の場合はライセンスが取り消されるということで、いつでもライセンスが取り消されるといった緊張感でもって事業が運営されているわけです。その規制対応責任として、右のふきだしに書いてあるマネロン対策だったり、反社対策、内部統制に関する義務、依存症対策、あるいは入場規制など様々な側面から規制がされているという構図になってございまして、その規制をクリアしてはじめて社会的にギャンブルという要素を含む IR が産業として運営することができるということになります。

次に IR の概観ということで、左下にシンガポールのマリーナベイサンズの写真が掲示されているんですが、私が聞いた話ではカジノはこの大きなタワーのところであるようにみえるんですが、実際は床面積でわずか3%ということで、どこにあるかといいますと、この三本タワーの大体真ん中の手前くらいところに、施設があるんですけれどもこの中のごく一部です。しかも入り口は決してわかりやすくはなくて、ウェブサイトでも決して前面には出さないというようなことであります。ということで物理的にはその3%に過ぎなくてあとは、ホテルだとか、飲食だとか、会議施設といふところになるんですけれども、それらが雇用にいたっては、このホテル全体の直接雇用が約9,000人強いるということでありましてけれどもこのうちの半分弱がカジノに関する雇用であります。逆にいいますと IR の半分強はいわゆる非ゲーミングに関わっているということがいえると思います。ところが売り上げでいきますと、実にこのカジノは8割弱をたたきだしております。何が言えるかということですが、この写真にも出ていますけれども、例えば大型の会議施設であったり、博物館であったり、劇場といったようなところは都市の魅力を高めるには非常に有意義な施設であります、やはりそれ単体では収益性を確保するのは

厳しいということで、このカジノの収益でもってそれらの施設に対する直接報酬をきっちり確保してそれらの魅力を連携して高めていくというようなコンセプトとなっていると理解いただければと思います。

次のスライドがカジノに関するお金の流れを式図化したものでございます。カジノに関するお金の流れをカウントするやり方としては、まずこのプレイヤー、お客様が賭金総額とあって、まずお金をチップに変えるわけです。それからゲームしてある程度は払い戻し金額としてプレイヤーの皆さんに戻ってきますということです。このへんの比率が時々によって変更するんですけども、大体ラスベガスの有力業者を見てみますと、大体賭金総額の一割ですとかそれくらいになっております。それにプラス非カジノ収入ということでカジノ以外のホテルですとかコンベンション施設ですとかの売り上げがございますのでこれが総収入ということになります。先ほどのシンガポールのマリーナベイサンズを見てみますとカジノ＝ゲーミング収入は8割くらい、ラスベガスではどちらの割合も最近高まっていまして、非カジノ収入の比率は逆転しているということが起こっているのです。カジノ業者さんは売り上げの中から一定の金額を国、地方に納めることになり、これが経済効果の元になることになります。そうすると当然最終利益に法人税が課せられますのでこれも国や地方公共団体の収入ということになります。あと人件費・経費については、これらは地元の方が雇用されるケースが多いでしょうし、地元企業と取引することも政策的に要求することもあるでしょう。そして一番大事なのは収益性の悪い施設をサポートしているということでありましたけれども、ここに小さく内部補助と書いてありますが、カジノから生まれてきた利益が、これは専門用語で、税金利益償却控除前利益というもので収益力をはかる指標としておりますけれども、そのカジノから出てくる利益をもって非カジノの部分をサポートするというような仕組みになっています。

これからお話する内部統制というのはこの一連のお金の流れですね。特にこれをいかに適切にコントロールするかという観点。あるいはマネロン対策という意味で見えていきますと、プレイヤーさんとカジノ屋さんの間の現金について疑わしい取引をいかに阻止するかといったところがポイントになっております。これちょっとバランスという意味で、いろんなIR規制をすべき要素になるんですけども、ちょっと考えてきまして、例えば観光客が増えれば収益が上がるだろうし、そうすると大きな投資が呼び込めます。それと、ゲーミングと非ゲーミングの比率の話です。ゲーミングの比率を上げれば、周辺エリアでは若干マイナス影響があると、バランスといいますか相関関係があると考えておきまして、そのうち自治体・国とかでドローできる領域というのはいくつかあると思うんですね。木曾先生の入札競争というところで説明されていましたが、それらをとりようとするために入札方式でどのようなものを制度設計とするかを地域として考えていって、税率であるとか投資であるとか福利厚生であるといったポイントについて検討していくかということが非常に重要なことではないかと思っております。

次に各論に入ります。まずマネーロンダリングということで、これは、言葉はよく聞くんですけどもあまり身近な話ではないと思いますので、結局のところ何が悪くて、何を規制したらいいのかというところだけポイントとしてお話したいと思っております。マネーロンダリングというのは犯罪で得た収益である事実を隠匿して、表の世界で使えるお金にしたり、再び犯罪の資金源にすることということでございまして、例えば違法な行為で稼いだお金を、これは当然そのままではまともな納税申告もしていないでしょうし、まともな取引で使えないといった状況にあるお金をいったん不動産に変更して、それを転売して売却で利益を得ると。そうすると不動産で取引されると銀行などが入ってきてまともなお金として表の世界で堂々と使えるお金にしていこうということです。ですので、結局こういうことがまかり通っ

てしまうと、いくらでも違法な行為でお金をだそうというインセンティブを断ち切れなないといことがまず一つと、それとこういうお金をなかなか申告するということは考えられない、そうすると、課税等の関係からも非常に問題があるといったようなことでございます。

そのマネーロンダリングに対する対策というものなんですけれども、3つの観点があるといわれてまして、一つは顧客管理の強化で、あとそれと異常取引をモニタリング、そしてその異常取引をモニタリングして、これは疑わしいとなった取引については課税等であったり、警察等であったり届出をすることによってその先は警察などで調査をし、分析していくということですね。で、それが課税対象なのかということなんですけれども端的にいいますと犯罪でもカジノに仕込んでチップをたくさん所有している人に対して、そのチップを2割増しで買い取りますとなって、その元の2割増しで買って、そこから換金すると。その違法行為で稼いでいる方にとって、その1割2割はたいした金額ではなくて、そうすると堂々とこれはカジノで勝ったお金ですということを使ってしまうということで、やはりカジノを介してマネーロンダリングに悪用されるというリスクもあるということです。非常に重要なことが、OECDに加盟している国に対してはこの国際スタンダード、FATF というんですけど金融活動作業部会という40の勧告というのがありまして、マネーロンダリング対策を支援するものですが、各国がその勧告に従って交通整理したりしていつている義務を負っているというわけですけど、この勧告の中に、カジノ業者が擬似金融機関ですよということでカジノでやられるような一連の金融取引についてもFATFのマネーロンダリング規制の対象になってきたということです。金融機関並みの対応を求められているということになります。これは米国の一例ですけども、FATFの管理でつくったカジノですね。ここは連邦法銀行機密法という法律がありまして、カジノ事業者に対して疑わしい取引や一定金額以上の取引に関する個人情報記録、報告しています。内容詳細については後ほど読んでいただければと思います。

次に反社会的勢力の排除ということで、まずなぜ管理していくのか、参入を排除する現行法というものを見ていきたいと思えます。参入ということで見えてきますとそうした勢力の方々の業態は、賭博にまつわるものを生業としていたということが長年にわたってありますので、そうすると違法賭博そのものというのももちろんあるでしょうし、あるいは先ほど申し上げた違法収入のマネーロンダリングですとか、あるいは闇金融といったようなことが防ぎきれないのではないかとございまして、そうすると、それらの反社会的勢力を排除していかなければならないけれども、なにしろ限界がございまして、警察等による、反社勢力に対するデータベースというのをもっていてそれにアクセスするというのが基本中の基本とされているんですが、今回のIRは民間業者になるということでそのデータベースを徹底するための個人情報には限界があるとされています。カジノに限らず、反社会的勢力の排除ということで言いますと自治体もそうですし、金融庁も規制をかけていくということでもありますけれども、ほぼカジノ特有ということでIRを見ていきますと対策としては二つあるというふうに考えておりまして、一つはそもそもそういった勢力の方が運営に関与しないということでもって厳格なライセンスにして、背面調査を実施するというのが一つ、それと物理的にカジノに入場させないということによって、例えばシンガポールでやられているIDチェックとかスクリーニングをかけるとかといった取り組みを精査して考えていかなければならないというふうに思っております。

次に内部統制の話を見せてもらいます。内部統制というものはですね、業務の有効性、効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守といった部分がありますが、単純に言いますと、お金の扱い方とそれを運用するためのルールで、その運営事業者自らそれをやることは無理だと思っております。その部分

がきちっと整備されているかというのを監査するのが内部統制の仕組みなんですけれども、この内部統制はカジノに限らずに一般事業者にも求められていることではありますが、カジノにおいてはこれが非常に厳しく求められるということです。当然運営に携わる人に対してもやはり入り口のところで、調査とかライセンス規定というのが課せられるんですけれども、それらの人々が、結果として間違いを起こさないようにする2重3重のチェック機能があるということになっています。カジノ全体の統制が重要なんですけれども、カジノの売り上げの部分が賭金総額から払い戻しを引いて差額で利益を出すということになっていますので、その差額を計算するだけで、誰かが抜き取ってしまうと知らず知らずのうちに売り上げが少なくなってしまうと、そうすると当然正しいカジノの課税もできませんし、もともとそのカジノが世の中に活用されているということが全く達成できなくなってしまう、です。例えば、アメリカのネバダ州になりますと、お金の扱い方に関するルールが全11セクション、1,000項目ありましてこれがMICS (Minimum Internal Control Standards) ということで最低限重視すべき内部統制を文書化というような位置づけになっておりまして、業者さんはライセンス受けるときもそうですけれども、こういったルールの遵守、及び監査の義務を負うということでございます。

次にギャンブル依存症について様々な影響というのがあるんですが、パチンコ・パチスロ、公営ギャンブルとシンガポールの事例を、ざくっと比較してみたいんですけれども、パチンコ・パチスロは458万台、成人人口1,000人あたり43.6台でございます。公営ギャンブルは100弱で、シンガポールのカジノはカジノが2軒でマシン台数4,700台強、成人人口1,000人あたり1.6台ということなんですけれども、そのシンガポールはそれでも入場規制をし、自己排除プログラムとか様々な取り組みがされていますので、やっているのが原則です。そして自国民に対しては100ドルとか入場料をとると、それに対して、わが国の公営ギャンブルでは記録的には依存症がないという位置づけになっていますし、パチンコ・パチスロは遊戯であってギャンブルではないという意識ですので、最近業界で自主的な対策が色々とされていますけれども、やはりそういったシンガポールのカジノ並みの規制というのはされてはいないです。それについて、やはり先ほどの道尻先生のお話にもありましたような結果につながってくるというのはやはり否定はできないということでもあります。

最後、バランスが大事という話をさせていただきますけれども、産業としての利益と弊害のバランスを誘致する皆さんで意思決定していただいて、その皆さんの思いが達成できるような取り組みを諸外国の事例を踏まえながら決めていくということが大事なのではないかなというふうに考えております。ありがとうございます。

■パネルディスカッション

テーマ「IRに対する期待と懸念～国際観光とひがし北海道の観光振興を考える」

・コーディネーター

ひがし北海道統合観光リゾートIR誘致協議会 幹事 杉村 荘平

・パネリスト

北海道大学公共政策大学院 特任教授 小磯修二

阿寒観光協会まちづくり推進機構 理事長 大西雅之

はやみち法律事務所 弁護士 道尻豊

・コメンテーター

㈱国際カジノ研究所 所長 木曾崇
有限責任あずさ監査法人 公認会計士 内田聡

(杉村幹事)

おはようございます。ひがし北海道統合観光リゾート IR 誘致協議会の幹事を務めさせていただいている杉村でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。ご覧の通り、パネラーの皆様はすばらしい方々でございます。なんととってもこの悪天候の中、皆様5人ともご出席いただくという、大変すばらしいリスク管理をおもちですので、講師の皆さんに引っ張っていただいて、大変すばらしい時間にしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。それでは今ご紹介がありましたように、今回は『IR に対する期待と懸念～国際観光とひがし北海道の観光振興を考える』というテーマをいただいています。私たち IR 誘致協議会では、どちらかというところ推進派ということになりますけれども、大きな期待を持つ反面、懸念事項を見過ぎすわけにはいかないという自覚をもって、しっかり取り組んできたつもりでございますが、本会議を通じてこの IR へ期待と懸念という声に対してしっかりと意識いただきまして地域活性化の重要性の取り組みについてしっかり認識いただければというふうに思っております。それでは早速でございますけれどもパネラーの皆さんから自己紹介もかねて短め1分ずつでコメントいただければというふうに思います。それでは最初に北海道大学公共政策大学院特任教授、元の釧路公立大学の学長でございます、小磯修二様よろしくお願いたします。

(小磯特任教授)

北海道大学公共政策大学院特任教授の小磯でございます。私は実は釧路公立大学を13年間、地域の皆さんと一緒に地域経済などを考えてきました。その中でも地域の観光による進行策などこの地域で長く活動してきた立場、地域の将来の発展、そういう視点で今回の IR フォーラムを皆様といっしょに考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

(杉村幹事)

ありがとうございました。続きまして阿寒観光協会まちづくり推進機構理事長でおられます大西雅之様よろしくお願いたします。

(大西理事長)

ご紹介いただきました阿寒観光協会まちづくり推進機構理事長を務めます大西でございます。まずはこの阿寒の地にこんな天候の中、本当にこんなにたくさんの人にお集まりいただき、心より感謝申し上げます。また、このパネルディスカッションがこの阿寒湖温泉で開かれる、この釧路市が IR の候補地に選定をいただいて様々な試みをいただいていることに心より厚く御礼申し上げたいと思います。ちょっと阿寒の現状だけ、皆様にお伝えして話を聞いていただくのがいいと思いますので少しだけお時間をいただきたいのですが、昨年この阿寒国立公園は80周年を迎えましたが日本を代表する自然環境をもっている地ということでございます。かつて高度成長の時代に団体の周遊旅行で発展をしてくまして、15年前にピークの100万人の宿泊をむかえておりましたが、その後、現状60万人に宿泊が落ちています。それでも道東地域の中では最も宿泊の多い基盤のもった観光地であることに変わりはありません。そし

てやはり大きな問題は我々の釧路市民が20年後に40%に人口減少というようなことを突きつけられています。まさに街ぐるみで日本のお客様、世界のお客様が滞在できる観光地を目指さなければいけない、そういう状況にあるわけです。その中で釧路の観光協会は釧路市からスキー場の運営を任せられ、アイヌシアターイコロの運営を地域で任せられ、そして滞在型の商品、滞在したお客様がこの地域、エリア内を周遊いただける旅行商品つくるといものを立ち上げて、今まちぐるみで観光振興に努めているところでございます。そして私どもが受託しているそういうまちぐるみで運営するという施設は本当に微々たる状況であります、すべて地域が団結をして黒字で運営してるということは、ここで皆様にご報告しておきたいと思っております。これから滞在するまちになっていくときに、我々の現状がどうかという、どうしてもやはり高度成長の時代につくられてきた団体周遊旅行の街からかけ離れていません。これは宿泊施設然り、お土産などを中心としたショッピング街然り、アート、その他のところがやはり滞在に向けては魅力が不足しているという現状であるというふうに認識をしております。そういった中でIRへの取り組みというのが、とても重要なものとして地域として受け止められています。すでに観光業界とかこれにあたるものが随分議論してこのIRが全会の一致で推進していこうということになってますし、やはり当初心配をしておりました婦人会、若者そういうところの社会貢献をみたまして、婦人会は最初反対も大きかったですけれども、じゃあこの街10年後、20年後これでいいのかという話をしたときに皆が賛成をして、まあ全員とは申しませんが、その会に集まった皆さんはIR賛成と言ってきています。まあそういう現状であるということをして、自己紹介に変えさせていただきます。

(杉村幹事)

ありがとうございます。続きまして、はやみち法律事務所弁護士、道尻豊様お願いします。

(道尻弁護士)

自己紹介は先ほどさせていただきました。私の話は今日お話の多くのお考えの中からはますと非常にささやかなことだったなという気もします。ただIR・カジノができたけれども思ったような結果にならなかったということは決してないように慎重に話し合いをするという観点から引き続きお話させていただければと思います。よろしくお願いします。

(杉村幹事)

はい、ありがとうございます。続きまして本日のコメンテーターですね、(株)国際カジノ研究所所長 木曾崇様。

(木曾所長)

木曾でございます。改めましてよろしくお願いたします。

(杉村幹事)

ありがとうございます。続きまして有限責任あずさ監査法人、公認会計士、内田聡様です。

(内田公認会計士)

改めまして会計士の内田です。よろしくお願いします。

(杉村幹事)

はい、それでは本日のテーマで、まずは地域が抱える状況、そして課題の面についてお話をすすめていきたいと思っております。それでは早速、小磯先生、まずは北海道経済における観光と現状と課題というところでお話をいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

(小磯特任教授)

はい、私自身の活動のテーマである地方の活性化、今、地方創生とかいろいろな政策がありますけれども、地方創生の背景というのは実はアベノミクス、日本の経済政策というのは日本全体の経済効果でありますけれども随分格差が生まれてしまうものです。基本向き合わなければならない。そういう背景があります。そういった中で人口減少というのが非常に大きな課題であります。我々人口減少という流れの中でどうやって地域を築いていくのかこれを見極めていかないと大きな懸念が生まれます。そういう中で人口減少というのは経済という面から言うと、人が減るということは人による活動消費、投資、これらのことがどんどん減っていくということです。そういう中で地域をより高めていくためには、そうそうたる需要をいかに取り込んでいくかということが非常に大事になります。そういう中でそれをどんどん稼げるような形になればいいですけど中々そうはいかない。そういう面でいうと、この地域の自然環境のすばらしさ、地域条件など、実は世界水準の稼げる観光資源の可能性を持っている。そのために何をすべきかという視点で考えていく必要があると思います。そういう大きな流れの中で地域自らの総意のもと提案していくことが大事です。

そういった中で観光客の消費を生み出す最大の要因、それはいかに滞在してもらうかです。この阿寒の地、この釧路の地に滞在してもらうための、そのためのこのような論議です。ある意味でいろいろな可能性を地域の人たちと一生懸命追い求めていくそういうことが必要だと思います。そういう中で今、カジノを含む IR に対してどう向き合っていくかそういう視点であることが私は非常に大事だと思います。そこでいいか、悪いかというような思考というよりは、もしこのカジノフロアというものがこの地域においてしっかりと消費力を考え、社会的問題を才覚し、こういうやり方があるんだ、そういう中でのやり方をどう開拓していくかというそういう観点から考えていくことは必要じゃないかなと思います。

それから一点だけ、この地域に則して言うと、私自身は13年間この地域で研究をしてまいりました。しかもその地域における可能性のあるもの、そこで、消費を高めていく、この地域、釧路らしさ、ここでいえば阿寒湖温泉地域、その地域の特性を踏まえた、その地域戦略のあるものを考えていくわけであって、その地域のやっぱり自然環境のすばらしさ、大切さ、それとしっかりと融合していくそういう視点でいくと実は今 IR はいろんなところで開発が検討されていますが、この地域にとってふさわしい、そういう仕組み、そういう視点が大事だと思います。

最後にもう一点、カジノ開発で地域にとっての大きなメリットの一つ、それはですね、これからの観光戦略の中では実は魅力ある観光資源づくりをしていくためには大きな財源が必要です。そこで、その財源というものをまかなう仕組みとしてカジノ収益があり、やはりその収益によって魅力あるものづくりをする、そういう循環的な投資のシステムが今後必要であろうという視点。経済という意味でカジノ

機能というものも非常に大事になってくると思います。

(杉村幹事)

ありがとうございます。収益というのがキーワードになってくるようですね。続きまして、大西理事長、前におっしゃられことを含めて、もうちょっとピンポイントにひがし北海道、釧路地域にポイントを絞っていただいて課題についてお話いただければと思います。

(大西理事長)

観光の現状も皆さんよくご存知いただいていると思いますが、少し数字をあげて話をしたいと思いますが、観光客の宿泊客数のピークがちょうど2,000年前後で100万人、阿寒湖温泉は今60万人。大体これが道東の平均値だと思います。この近郊ですと川湯温泉が、大体3分の1ぐらいになりました。それから網走は大体6割減くらいになっています。阿寒湖は4割減です。知床も4割減、世界遺産のところさえそういう現状にあるわけでありまして。

この問題を考えるときに、二つポイントがあると思うんですけども、一つは人口の集中が道央圏にあるということ、それからその道央圏との距離感なんですけれども、ひがし北海道の広さというのは、ちょうど九州と一緒の大きさになります。ですから千歳からこの道東圏を周るというのは、広島空港から九州を一周して、また広島空港に戻ってきて東京にお帰りくださいという距離感があるということなんです。そういう中で、可能性が無いかというと、新千歳空港でさえ今年国内のお客様が10%減少したということが大きく取り上げられていましたけれども、インバウンドは非常にのびている、インバウンドにもっとも人気のある大陸が北海道だと。そして中国の映画の中でも歴代トップになるような人気を得たその道東の魅力というのは計り知れない。インバウンドでのインパクトがあるというふうに思っております。

一方で、沖縄県の県外からの観光客が700万人に到達したそうです。これは北海道が抜かれたかもしれません。北海道は我が国の22%の面積を持っていて、沖縄は0.数%ですけれども、その島に抜かれるような現状であるということもしっかり覚えておかなければならないと思います。実はいろいろな表現のとり方があるんですが、新千歳空港への集中なんですけれども、これはインとアウトで統計の取り方によってまた違うのではっきりとは言えないんですが、僕らの業界での集計では86%新千歳に集中しているというふうに捉えています。道内の主な空港9つのうちの一つが86%ですから、残りの8つで他を分け合っていくんですね。こういう状況をなんとかしなくてはいけない。そのためにはこのひがし北海道エリアでのネットワークをしっかり作らないといけない。今日実はこのあとに空港問題、道東活性化観光シンポジウムというのが開かれます。まさにこの問題を話し合おうと思っておりますけれども今ひがし北海道におかれている現状というのはこの道央圏の一人勝ち状況に周辺が大変だと、加えて来年3月には函館に新幹線が来ます。いろいろな見方があるんですけども、やはり一般的に考えて、函館まで新幹線で来たお客様は、またJRに乗り継いでバスで、果たしてここまでどのくらい来てくれるのか、それより、北関東や東北圏から飛行機で東京から来てくださったお客様がまずは新幹線に乗ってみようというほうが多いんじゃないかというのは我々が危惧することでもあります。そういうような現状にある上に、もう一つこれは観光業界でもものすごい難しい問題なになっているんですが、是非皆様にもご提示いただきたいのは、バス

問題といわれているんですけど、長距離バスの法律が変わりました。夜間が入る 400 キロを超えて一人の運転手で走ってはいけない。昼間走っても 500 キロは超えてはいけないと。つまり二人運転手を使わなければいけない。価格も大体 2 万円が平均で下手をすると 3 倍になっているところもあります。そのくらいのバス料金になったときに、道東に団体バスが行きたくない。十分に道央圏で商売になりますよというような状況がありまして、一番影響をうけているのはオホーツク圏です。四月以降ずっと大体 1 割減で悪い月は 20%を超えて成績が落ちています。こういうような状況がひがし北海道にもっと積まれているということも分かっていたらいいと思います。

ただ、じゃあ道東に可能性がないのかというと、ミシュランのグリーンガイドの三ツ星、北海道に 4 つありますが、そのうちの 3 つがこの地域にあります。知床と摩周と阿寒。まさにこの北海道のもっとも魅力的な雄大な自然がこの道東にある、ここを殺してしまっているんですか？というのが、中央に対する訴えということなんです。どんどんこうして疲弊をしていって殺してしまったら北海道全部の潜在力がぐんと落ちてしまいます。再構築というのはものすごい時間とコストがかかります。この地域がもつ資源をしっかり守っていくことが、北海道全部の観光のポテンシャルを高めることになると思います。そういう中で IR は道東のこれからの希望としてでしょうか、そんなふうに私は思います。

(杉村幹事)

ありがとうございます。こういう課題の中、IR の動きが弊害になるかならないか、こういうことでございますが、それでは道尻先生、IR に対する懸念事項、現在でも懸念されるギャンブル依存の問題、これについてちょっと簡単にお話いただければと思います。

(道尻弁護士)

ギャンブルというのは本当に魅力的な事業なのかどうかというところが正直どうしても避けて通れないと思います。ギャンブルで遊んで一部の人は得をするかもしれませんが、反面で損をしている人は必ずいる、こういう世界のものですよね。ですから次は儲かるんじゃないか、今回は損しちゃったけれども、次で取り戻せるんじゃないかとそういうふうにして続けられているものであって、どんどんはまり込んでいく。まあ皆がはまり込んでいくわけではありませんけれども、一定数の人がそれにはまり込んでいってしまって、ついには病的な状態、依存症にまで発展してしまうというということは、今行われているパチンコ、競馬、競輪ですでに明らかになっているわけです。そういったところを無視はできないというのが一点。それから社会の環境に対する影響というものもあると思います。地元の人々にとっては生活のエリア内にカジノがあるということになりますので、特に子ども、若い人たちに対する影響。それから観光客についても観光に来た際にカジノがそこにあるということで与える影響。子どもが「カジノってなあに？」と聞いて「こういうことをするところだよ。」ということをして、ああそういうことができるんだと幼いうちから刷り込まれていく、そういう環境を作っていくということにもなります。それから先ほど、内田先生が説明をいただいたところですがマネーロンダリングとか、暴力団排除の関係です。こういったことについて法律上の規制、あるいは自治体の条例などでもですね、いろいろ手は尽くされてきているわけですが、カジノというのはどうしてもそういったところに利用されやすい恐れがあるんじゃないかと。例えば暴力団カジノで言えば、直接カジノを運営する事業者

はなれないわけですが、下請けですとか、あるいは名義上は別なものが間に入って実質は暴力団がカジノを運営するということが避けられないんじゃないかといったような懸念。結局は民間企業がカジノを設置して運営するということの中で、そういった問題というのは本当にきちっと排除できるかという心配はどうしても否めないというふうに思っております。

(杉村幹事)

ありがとうございます。それぞれの立場から課題をお話いただきました。続きまして、これらの課題を踏まえていただいて、課題解決の秘策についてお話をすすめていただきたいと思います。観光資源のあるこの道東が温泉とか特に優位性のあるものを持っていると言われる反面、大西理事長が言われたように観光客が減ってきているという中で、阿寒、知床、釧路湿原、すばらしいものがある中で、戦略的に活かしていくかということが大事になるんだと思います。それではもう一度、大西理事長、先ほどの課題を含めて、IRに期待する効果についてお話いただければと思います。

(大西理事長)

IRへの期待ということなんですけれども、少し私どもの町のことについて話させていただきたいと思いますが、前に旅行者の担当から指摘をされたことがありました。それはどんどん阿寒の湖も、マリモも旅行会社のパンフレットから消えていっているよと気をつけなさいというようなことを言われたことがあります。その後に言われたことなんです「阿寒って何なんですか」というふうに言われたんですね。「阿寒は何をもって訴えていきたいんですか。」ということ言われたことがあります。それで、アイヌ文化を活かした国際リゾートという個性を明確に打ち出していきたいというふうに考えています。なぜそうなのかというと、これからの観光というのは世界水準でなければやはり生き残ってはいけません。世界にどれだけ発信していけるものであるのか、昔の観光はおそらく周辺エリアに訴えていく。それが北海道なり日本全国になるんですけれども、まさに今思うと、世界水準となるものになっていかないとはいけません。ではこのエリア・阿寒が世界水準になるにはどうしたらいいかということでもあります。

一つは今、釧路市を中心に宣伝していただいている阿寒のマリモは世界遺産ですよ。これも我々の大きな夢であります。でも知床などの様々な世界遺産を見たときに大体世界遺産効果は2年くらいであります。爆発的なものはやはり2年くらいです。国立公園を管轄する環境庁もこの数年でいろいろ考えの変化がありました。かつては自然保護が第一の前面にありましたけれども、その国立公園にある経済的な基盤が揺らいでくるということは、自然も壊れていくということをはっきりと今言われていて、しっかりと国立公園の中に経済的な基盤を確立していかなければならないということをおっしゃっております。そこで、我々は世界遺産も目指す。それから、今回大変各旅館のお力をいただいて、全館一致で入湯税の値上げをして、まず財源を創ると。これを釧路市にお願いをいたしました。様々な異論を経て昨年12月に可決をいただいて、今年の4月から基金が生まれることとなります。もちろんこれは慎重にやらなければなりません。他の地域よりも税を高くするわけですから、他の地域よりも魅力的な街にしていかなければならないというふうに我々が様々な努力をしていくというところでもあります。しっかりとこの滞在型の観光地に向けての基盤整備をこのような資金を使いながらやっていくと、それからおもてなしも他にないおもてなしをやっていくと、今我々の計画として市のほうにお願いをしているのは、地域通貨を発行して、それを利用して各商店や様々な観光施設がそのコインをもってきた人に独自のサ

ービスをさせていただくと。それからこのエリアに巡回バスを走らせ、滞在をしている間に阿寒の魅力的な例えば滝口の景勝地ですとかスキー場ですとか様々なところにご案内していくそういうシステムを作ろうとしています。今申し上げたように、そういう努力は我々はもちろんやってまいりますけど、では阿寒の現状はどうかという人口もかなり減ってきました。そして先ほども申し上げましたが、この阿寒を含めた釧路市も大きく減少する、この周辺も大きく減少する、地方都市消滅なる本が出ているのを読みましたが、本当に恐ろしい状況があるなと思っております。そこでこれを受けて、やはり世界的な国際リゾートになるために持続的に資本を手に入れていく、このような事業をつくっていくためにこの IR の資本に対して大きく期待をしているところであります。

(杉村幹事)

ありがとうございます。今の大西理事長の意見を踏まえた上で、あらためてこの観光戦略ということが、いかに地域にとって重要であるのか、そしてその観光戦略として IR にどうということが期待できるのか小磯先生から改めてお願いしたいと思います。

(小磯特任教授)

パネルディスカッションということですので、ギャンブル依存症の話がありましたので、去年の夏ですかね、厚生労働省から、先ほど道尻先生のほうからもご紹介がありましたけれども、日本でギャンブル依存症の方が 500 万を超える、しかも成人の 5% が依存しているというかなりのショッキングな内容でした。世界の平均が 1% 前後ですから、日本という国はギャンブル依存の割合が高い、実はよく考えてもらおうとパチンコ、パチスロという非常に我々の生活の身近なところに遊戯ということなんでしょうけれど、やっぱりギャンブルに接しやすい、いつのまにかそんな地域社会になってしまった、そういう流れになってしまっています。ではそのまま IR が入ってきてしまうことは、私は少し問題があると思っていて、カジノ店はある意味である特定の地域に限定された形でギャンブルを展開していく、その視点でギャンブル依存の問題もカジノの問題ももう少し掘り下げて、今あるパチンコの問題、公営ギャンブルの問題、これを含めて日本はきっちり政策として向き合っているのか、その議論を併せて展開していかないと、カジノというこの IR の問題は中々いい意味での展開に繋がっていかないんじゃないかなというふうにとちょっと懸念しています。

それから地域の経済という意味で観光ということ、阿寒の街には大西理事長の話にもありましたように昨年の 12 月 3 日に入湯税の値上げをして独自の概念でしっかりと街づくりを進めていくことを決め、ある意味では大きな地域の挑戦だと思います。観光という実質的な取り組みとして何があるのか、そういう視点ではやっぱり地域全体が意識として大事なことであり、その延長線上でこの問題を考える必要があるというふうに思っています。

先ほど大西理事長の方で沖縄の話になりましたけれども、観光の商品ということに置き換えてみますと、実はその外から沖縄に来た観光客の消費額というのは 4,500 億近い 4,300 億ぐらいに思っています。外から受けた観光資本を受け止めた沖縄の観光産業の実態というのは最大の基幹産業になってくる。それによって沖縄という地域の発展がされていくというわけです。それと北海道を比較してみますね、北海道の場合は 5,700 億円の消費になります。5,700 と沖縄の 4,300 ぐらいの数字と比べてどうでしょうか。沖縄の GDP と比べ北海道全体では 5 倍です。そうすると北海道の外からの観光消費という

のは北海道の経済規模を勘案すると北海道は2兆円を超えてもいい数字。そういう面ではまだまだ北海道の可能性はあるということをかと思えます。沖縄は域外の観光による消費を徹底的に高めていく戦略・航空政策などがあったということが言えます。そういう流れの中で、地域にとってカジノ財源というものを地域の観光振興財源としてどのように使っていくかという視点について話しましたが、カジノというものを北海道、地域において、どういう事例を参照していけばいいのかということで、どうもこれからご紹介する事例は意外に参考になるんじゃないかということで、実はカジノ産業というのは世界の産業の中でも伸びているんだそうですね。その中で、アジアが高い成長の中を見せています。事例として、韓国の済州島を紹介しますが、この島は、特別自治区として世界自然遺産をはじめとした豊かな自然を活かした独自の観光戦略を推進しています。それを支えるのがカジノを財源とした観光基金です。だいたい年間で20億円近い金額。中国人を中心とする外国人観光客の誘致による地域の観光消費を促進しています。IRの整備は外資が入っていくことも想定されますが、やはり、IRの仕組みとして地域の経済に循環していかなければならないという視点で取り組んでいくことが大切であると思えます。

(杉村幹事)

ありがとうございます。今のご意見を参考にしながら進めていきたいなと思っておるんですけども、ここで木曾所長、補足含めて、北海道では3、4箇所がIRの誘致に名乗りを挙げていますが、この北海道がIR誘致をするためにはどのような取り組みが必要なのか、それから阿寒湖について思うことがありましたら、コメントを申し訳ないんですがよろしくお願ひしたいと思えます。

(木曾所長)

私は繰り返し同じことしか原則言わないんですが、地域の観光をしっかり考えてください。まずは地域の観光でどうやってこの地域の魅力を高めるのかと検討した上で、後付けで出てくるIRというのはその地域に貢献するのかわからないのかということを考えて、しないんだったらやめればいいんです。先ほど小磯先生側からお話がでたのでちょっとおもしろいと思ったんですが、例えばチェジュ島、それからこの地域には世界遺産申請をしているというお話が出ました。あの実は済州島も世界遺産なんですね、火山島として世界自然遺産として韓国唯一だったと思うんですけども、でありながら同時に小磯先生がおっしゃったとおり、統合型リゾート、もしくはカジノ導入ということで財源としてそれを地域の活性化に使われているという、両極がある事例なんです。そういう意味では皆さんもひょっとすると同じようなことかもしれない。要は、世界遺産というのはもちろん重要ですが、それを維持していかなくてはならない、一方でそれを維持するための財源が必要なわけで、それをどこから出していくのか。観光客が来てくれた、じゃあそこから出してもらわなければいけない。じゃあそれをどのように地域に還元するのかという循環をさせていく。これが小磯先生がおっしゃっていた循環の考え方だと思えます。

(杉村幹事)

ありがとうございます。続きましてここで議論を進めていくためにですね、もう一度、ギャンブル依存症による社会的影響、IRで懸念される社会的影響についてですね、道尻先生のほうから簡単にちょっとお聞きしておきたいと思えます。

(道尻弁護士)

現在でもパチンコとか公営ギャンブルで依存症がかなりいるということで、それに対する十分な対策がとられていないというのが現状だと思います。カジノによって地域決定ということかもしれませんが、依存症対策を講じないまま進めていく政策というのは本当に正しいのか。あるいは最初の地域が決定されていても、各地でどんどん増えていくかもしれません。問題が生じた場合にそれに則して対策をとっていくと考え方もあるかと思いますが、それが口でいうほど簡単ではないということは先ほど少し触れさせていただきました。依存症の問題は本人が不幸になるだけではないんですね。実は家族も崩壊することが多いですし、あるいは地域社会に与える影響というものも考えていかななくてはならないと思います。そういった依存症の対策について、十分でないということですが、これについてはカジノを推進する中でですね、その収益でギャンブル依存症対策をとるんだと、その資金が得られるんだという考え方もありますが、これもまた順序が間違っているのではないかと思います。有効な対策がきちっと立てられていない状況の中で依存症は出さないという思いでやっていくことが必要なのではないかと思います。

(杉村幹事)

ありがとうございます。ここで内田先生にもコメントいただければと思いますが、今言った話を聞きながら公営ギャンブル、パチンコ、また闇になるカジノなんてのもありますけれども、その規制のあり方とかですね、またその中でIRの中でも重要な役割を果たすカジノについて規制をする点があれば、お願いいたします。

(内田公認会計士)

先ほどの私の報告でも申しましたけれども、そもそも基本的に刑法で賭博という行為を禁止されている中で、それが特別に認められるのは、それを上回る公益性があるからといった定義につきるわけです。特に今IRについては民設・民営ということですので、その公益性を達成するためには、その運営する事業者が制限的でなければいけないということとともに、民設・民営なんですけれども投資が回収できなければ、そもそも事業として成立しないと思いますが、利益として得られるいわゆる超過利益、それがいかに地域に還元できるかというところが極めて重要なんではないかというふうに思っております。

私実は大阪から今回来ておりまして、阿寒に来る時間をカウントしてみると、たぶん私がシンガポール行けるのと同じくらいの時間がかかってしまうんですね。本来はこのセミナー終わってすぐに帰ろうかなと思っていたんですけども、飛行機がまったく無くなって、今私はこの阿寒のアフターコンベンションについて一番この中で真剣に考えているというふうに思っておりまして、そこはこの後研究したいと思っております。この例えはあまりよくないかなという気もするんですが、特にアルコール、ギャンブル、タバコというのは罪の産業というふうに言われてて、倫理的な非難等にさらされやすいんですけども、よくよく考えてみると例えば車だって排気ガスを撒き散らしますし、残念ながら交通事故で怪我されたり亡くなったりする方もいらっしゃるわけですから、でもだからといって、その自動車産業を無くすというわけには決してならない。その代わりいろんな交通ルールとかがあって産業として社会に共有されているということと、根本的には私は違わないというような私は個人的には思っておりまして、その辺が誘致をされる皆様のバランス感覚で社会に受け入れられるような仕組み、制度設計をしっかりと

やっていくことではないかなと思います。

(杉村幹事)

ありがとうございます。ここまでですね、皆さんの中からIRへの期待とか懸念についてお話いただきました。ということで、あっという間でございますが、本当にもう時間も迫ってまいりまして、申し訳ないんですけども、まとめのほうの段階に入っていかなければならない時間になりました。ここで今までの議論を踏まえて、改めましてIRにつきましての思いや、不安につきまして、皆様から意見を頂戴したいというふうに思います。それでは道尻先生からざっくりと、カジノができたとしてそのカジノの正当性とか懸念事項への対応についてよろしく願いいたします。

(道尻弁護士)

刑法で賭博が禁止されています。これは勤労意欲を阻害するとか、社会の秩序・風紀をみだすとか、こういった理由でありましてこれについては必要かなというふうに考えられているところです。ただ制度化するだけの理由があったということで、公営ギャンブルのように認めるかということになるんですが、カジノがなくても現代の社会生活は成り立つのではないかということでは危険だけれども必要な車、電車等とはまたちょっと違うんじゃないかなというふうに思われるところです。そのプラス面マイナス面の比較の中で必要なのは経済効果ですね。確かに一定の効果があるし、うまくいっているところもあるということでしょうけれども、反面、色々な報告の中では韓国とかアメリカの中でもうまくいっていない、かえってカジノを設置した自治体の人口が減少したようなこともあります。あるいは先ほどから言っているような、いろいろな犯罪問題とか依存症対策といったようなコストが増加するという点も報告、調査結果も出ているところだと思います。今のようなどころからすると経済効果もはっきりとしない、むしろ一定数依存症等の弊害のほうが生じることが否定できない。そういう中で言うと、今、カジノ推進ということについてはやっぱり慎重にならざるを得ないんじゃないかなと思っています。

(杉村幹事)

ありがとうございます。今、海外というお話もありましたけれども、次、内田先生、海外の先進事例含めて、この懸念事項や取り組みについてのまとめをお願いしたいと思います。

(内田公認会計士)

海外の先進事例ということで、木曾先生のスライドで非常に詳細に且つ簡潔にまとめていただいているんですけどもやはり、内部統制の仕組みとか依存症対策をみても、その国民性とか文化性とかがよく出ていると思うんですけども、例えば、米国を見てみますと、そこは基本的に自己責任という発想があって、基本的にはもちろん最低限といいますかやはり病気の種類であること、それは間違いないので、対策をやるんですけども、基本的にはその業者さんの自主規制が主流となって取り組まれているということなんですけれども、かえって最近、カジノの法制化でシンガポールなんかですと、それら実の中から発展してきた考え方を、法規制を取り込んで規制をかけていくという取り組みをされていたりというわけでありまして。わが国は翻って考えてみると、よく内部統制というのは、世界でも、我々地方都市でも問題になるんですけども、基本的には性善説で考えてしまいがちなところが特に日本人は

あるんじゃないかと思っていて、もともと内部統制という考え方は必要なのかなと、基本的に人は間違いを犯すということ。間違いを犯すとその人に罪がってしまうということで、十分に皆さんがそういったことで罪を犯してしまわないために、いわば性悪説の立場にたったらそういうふうに規制を課していくということが根本だと思うんですけども、それがカジノに関して言いますと、要は日本人とはという根底に関する規制概念をすすめていくことについては、やはり最初のうちはなんらかの形で海外のお力を借りることが多々出てくると思うんですけども、その方々からの協力もうまく引き出しつつ、地元にも効果を還元するということとうまくバランスをとって仕組みを考えていく必要があるのではないかなというふうに思っております。

(杉村幹事)

ありがとうございます。しっかりとその先進事例の取り組みを学んでいきたいというふうに思います。続きましては大西理事長、改めまして観光戦略、苦しい状況にある道東ですね、この戦略の中で I R にそくした話をいただければというふうに思います。

(大西理事長)

この釧路に、阿寒に I R が来てもらえるとなると、やはり相当な特色をもっていなければならないというふうに考えています。自分どもがイメージするのはラスベガスやマカオではなくて、ヨーロッパ型の理想の I R であると。プラスアイヌ文化の融合ということを頭に置いてあります。これはどういうイメージかというと、昨年、蛭名釧路市長、それから商工会議所、そしてこの阿寒地域の方々とドイツ・スイスに研修に行きました。ドイツでは有名なバーデン・バーデン。そこのカジノはですね、まさに一言でいうと美術館、社交場でありました。すべて施設の中ではドレスコードできちっとした服装をして、そこで時間を楽しめるレストランもあり、バーもあり、コンサートがあったり、そういう場であったわけです。私はそこの関係者の方に聞いたんですね。どのくらいの売り上げがあるんでしょうかと聞きましたら、一人あたりの平均にすると 2 万円です。ということでした。ですからカジノというのは大博打をするような場所ばかりではなくて、そういう時を過ごすリゾート型のカジノもあるということをお聞きして、しっかりと認識すべきだし、どのくらいの数のお客様ですかと聞きましたら、平日 400 人、土日になると 800 人という数でした。じゃあこの数だったら、我々の街も検討していけるんじゃないかと。今、60 万人ですけども 100 万人の宿泊客数に回帰することができれば、十分この数はお迎えできる数だと考えています。それからスイスのルツェルンに行きました。ここはより小型です。湖の上に建っていてそれは美しい施設ですけども。この両方の施設に共通しているのは、このカジノだけで大分収益をあげるのではなくて、地域がこれによって魅力を高めて、地域が発展していくということを主眼にしているということだと思っています。それで、ドイツのバーデン・バーデンは州立です。北海道で言うと道立のカジノですし、ルツェルンは株式会社でしたけれども最大株主は市でした。官がしっかりと関わりをもって取り組んでいるということです。それでアイヌ文化の融合ということはそこで様々な雇用が生まれてきますし、また私はその収益の一部が例えばアイヌ民族全体の共用資金とかそういうものの財源になるなという夢をもっています。そういう釧路ならでは、阿寒ならではの魅力ある I R を提示してこそ、この日本の中で整備する I R の中で選ばれていけるのではないかと考えています。

最後になりますけれども釧路の住民の方から私は葉書をいただきました。私はアイヌ文化の研究をし

ていますと。アイヌ文化は人々を幸せにするということが根底にあると。人々を不幸にするカジノというものとどうして結びつけられるのでしょうか。という質問でした。私もそれに対する回答をしっかりと持っているわけではないんですけども、私は本当にアイヌ民族の経済的自立ですとか、地域が発展してこそ、先ほどの財源を通じて環境が守られるじゃないですけども、アイヌ文化を守っていくためにも経済的な自立みたいなものはしっかりと両輪でもっていなければならない。単なる理想ではなかなかそれは実現しないと思っていて、そういうことが実現できる大きなポイントになればいいと思っておりますし、先ほど木曾先生がカジノ税で地域の弱いところを補強することが大きなポイントなんだとおっしゃっていましたが、例えば我々もここになかなか飛行機が来てくれません。こういう拠点があることによって、飛行機もちゃんと来てくれる。それが道東全域に発展していく。そういう核になればと思っております。

(杉村幹事)

ありがとうございます。続きまして木曾先生、この阿寒、釧路でIR事業検討の留意点について最後にご説明いただければと思います。

(木曾所長)

今日の結果は結局、反対の方もいるでしょうし、推進派の方もいらっしゃる。そして期待もあれば不安もあるという話なんですけれども、やはりそこに集約されていくわけで、この種の話というのは、一番重要なことは皆さんが未来をきちっと共有しているか、今の課題と、そして未来をこういう期待でそこに皆様がイメージするこの地の未来像の中にIRはいるのかいないのかというような大きなグランドデザインを描いていかないと水掛け論しかないわけです。まずは皆さん共有する課題でどういう街にしたいのかというところから論議をスタートしていただくという意味では本日のセミナーは非常に意義の高いものだったと思います。

(杉村幹事)

しっかりとした議論をやっていきたいと思います。それでは本当に最後になりますけれども小磯先生、もう一度議論を踏まえて、この阿寒、釧路が国際的な観光地になるためにどうしたらいいのかを含めてよろしくお願ひしたいと思います。

(小磯特任教授)

この問題にまず北海道としてどのようにやっていけばいいのかという、一つの政策の向き合い方ということで、ややもするとIRの議論というのは国の新しい統制という、これはいろんな考え方があると思うんですけど、長い目でみていけばやはりこの北海道、その中で北海道がやっぱりこういう機能でこのセンターとして展開していくものである。具体的にこういう形でこういう展開だというのは、やはり地域としてはしっかりとした具体的な主張と具体的な提案というのはある程度普段から進めていく必要があると思います。そういう中では、こんな考え方があるんですけども、当然北海道の自然なんですけど、素晴らしい意味での滞在できるポイントになるというような考え。釧路、阿寒湖温泉で今すすめているこの動きを少し具体化してしっかり北海道にこういう提案があるんだ、それにそってのいろん

な問題があり、開発施設のお金があればこういう形で動きができる。その中で結果的に国の政策だというふうにきっちりと政策として向き合う状況になればそれをしっかり実現していく。そういう進め方が大事ではないかなと改めてこの議論で感じました。

もう一点、IRということですね、これは“Integrated Resort”いわゆる統合型リゾートとっていろんな複数の施設の中にカジノ機能があるといわれているんですけども、Integrated というのはもともと総合的なという非常に幅広い意味合いがあります。やはり地域の総合的な政策としてこの問題を進めていく。この視点が大事ではないかということを感じています。シンガポールのIRというのはシンガポールという国の生き残り戦略ということから生まれてきたものです。アメリカのラスベガスという街もそうなんですけれども、1930年代にいわゆるニューディール政策、不況下における当時北海道の総合開発に匹敵するテネシー川流域開発計画。そこで得られた大きな雇用というものをその後どうやって地域の中で引き継いでいくのかというところでラスベガスの街づくりというのがはじまった。そこでなんです。雇用を生み出すための一つの機能として開発されていく、そこはアメリカ側の政策です。もっといえば大きな総合政策のスケールの中で北海道が、この釧路地域が、阿寒をどのように広げていくのかという中で、この機能というのはどういう役目を果たしていくのかという、常にその視点を失わずに議論していったらいいなというふうに思います。

(杉村幹事)

小磯先生ありがとうございました。それでは大変駆け足の中でございますが、時間が超過してしまいました。一応みなさんのIRに対する認識が少しでも深まっていたら幸いです。ご来場の皆様ありがとうございました。

■質疑

(津別町在住・男性)

今日はどうもありがとうございました。私はこの一年半、阿寒国立公園80周年の事業を通じて阿寒の周辺の魅力を本当に実感しました。その中で、本日のお話を聞かせていただいて、あらためて感じていることを木曾先生にお話いただきたいんですけども、私、この取り組みがされたときから参加をさせていただいております。雇用の面でも、地域に及ぼす影響の面でもとても魅力を感じつつもこういう集まりに参加させていただく都度、心配なことが実は増えてきているのが実状です。カジノ法案が廃案という方向になったときに北海道新聞の11月に社説を載せました。あの社説の内容を皆さんもお読みになったと思いますけれども、あの社説で危惧されていることに、こうして議論している私どもがどのように安心してくださいますかという説得力を持てるのかということが問われていると思うんですが、そこでご質問です。ギャンブル依存というのは病気だということを何度もお話聞いてきておりますが、その対策をまさに国と行政がしっかり打ち出していかなくちゃいけないというふうに言われています。今日のお話では事業者も一緒になって取り組むというふうにさらに説明がありましたが、そこがまだ先のことだからということはあるかもしれませんが、そこがしっかり市民の皆様に見えるように打ち出されてこそ、もっと安心した議論ができるのではないかという気がしますので、その点をお話ししていただけたらと思います。

(木曾所長)

そうですね、依存症対策として、地域の自治体として取り組めることというのは実はあると思います。たくさんあるというよりは、やらなければいけないことが既にあるんです。なぜかというと、カジノがある無しに関わらず、ギャンブル依存症は今もあるんですというのが大前提なんですね。なのでカジノが来る、来ないは全然関係ない話で、依存症の対策というのは一方ではやらなければならない。じゃあそのために地域が何ができるのか、私はやっぱり基礎的な知識をどれだけ拡充していくかということが一番重要なことだと思っているんですね。これはできれば青少年の教育の中に入れていくのが理想的、一方でもう大人になってしまっただけでそういう教育を受けられないわけですから、もしそこから勉強するのであれば、社会に対して一般の方々に対して教育をしていくことをやらなければいけないわけですが、我々の日本伝来の依存症のリスクが高い一つの要因というのはギャンブル依存そのものの対策を義務教育でやっていないということだと思うんです。これは非常に問題で、文部省が定める学習指導要領の中にはアルコールの依存に対する取り組み、タバコの依存に対する教育をやりなさいと書いてあるんですね。皆さんの小学校で肺が真っ黒になる写真だとか見せられたりとかするじゃないですか、リスクがあるものは、それをリスクと理解した上で大人になってそのリスクを判断しながら自分の中でコントロールしていきなさいというのが、酒とタバコの中で貫かれているわけですね。一方で賭博、もしくはそれに類するものというのは、全くなされていないというのは、はっきり言ってもものすごくリスクが高いんですね。ここはたぶん行政側が手を打って取り組んでいける大きな一つであって、ここを拡充していくというのはやらなければならないことなんだろうと私は思っています。そしてこれに関しては文科省としてもやらなければならない、そして自治体としても今からやれることはたくさんあると思います。